

一般社団法人 日本シュタイナー学校協会 定款 細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、定款第43条に基づき、この法人の定款の運用に必要な事項を定め、事業活動を円滑に推進することを目的とする。

第2章 正会員

(入会資格)

第2条 正会員の入会資格は以下の全てを満たすものとする。

- (1) ヴァルドルフ教師の集いに、1名以上の教員が3年連続で参加し、その研修内容が教師会で共有されているという実績があること。
- (2) 2名以上の教員養成修了者が教師会にいること。
- (3) 学校の運営に教員が主体的に参加していること。
- (4) 現に準会員であって、正会員2校以上の推薦があること。
- (5) 「ヴァルドルフ教育の基本的特徴」からの著しい乖離が認められないこと。

(正会員の代表者)

第3条 正会員は、その権利を行使する代表者2名を定め、代表理事に届け出なければならない。

2 前項の代表者は、教員及び運営者各1名とする。なお、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 運営者たる代表者は法人の役員である者とする。
- (2) 運営者たる代表者は原則として教員の属性を有しない者とする。

3 正会員は、その代表者を補佐し、又は欠けたときに権利を代行するため、副担当として教員及び運営者各2名まで届け出ることができる。

4 正会員は、その代表者を変更した場合は速やかに別に定める変更届を代表理事に提出しなければならない。

(Waldorf World List)

第4条 正会員のみが、International Council of Steiner Waldorf Education (国際ヴァルドルフ教育フォーラム) の作成するWaldorf World Listに掲載され得るものとする。

第3章 専門会員

(入会資格等)

第5条 専門会員の入会資格は以下のとおりとする。

- (1) この法人の事業を推進するための知見を有する者として正会員から推薦された個人。
- 2 専門会員は第3条に定める正会員の代表者を兼ねることはできない。
- 3 4年ごとの社員総会において前項の資格を満たしていることの再確認を行うものとする。

第4章 準会員

(入会資格)

第6条 準会員の入会資格は以下の全てを満たすものとする。

- (1) 全日制のシュタイナー学校を設置する団体であって正会員となる意思を有するもの。
- (2) 全日制のシュタイナー学校を設置する団体であって正会員校から推薦されたもの。

(権利)

第7条 準会員はこの法人の総会に出席することができる。ただし、議決権は有しない。

(連絡担当者)

第8条 準会員との連絡のために、この法人の理事又は正会員教員担当者の中から1名を連絡担当者として定めるものとする。

第5章 フレンズ会員

(入会資格)

第9条 フレンズ会員の入会資格は以下のいずれかを満たすものとする。

- (1) シュタイナー教育を実践する団体であって、その団体名に「シュタイナー」を冠するもの。
- (2) シュタイナー教育を実践する団体であって前号の要件を満たさないがこの法人の目的に賛同し入会を希望するもの。

第10条 フレンズ会員はこの法人の総会に出席することができる。ただし、議決権は有しない。

第6章 役員

(理事の資格等)

第11条 この法人の理事の被選任者は以下のいずれかとする。

- (1) 正会員の代表者としてこの法人に届け出されている者
 - (2) 専門会員
 - (3) その他正会員又は専門会員から推薦のあった者
- 2 前項第1号及び第2号に定める者は正会員の代表者又は専門会員たる資格を喪失した場合は理事の職を失うものとする。
- 3 この法人の代表理事は第3条に定める正会員の代表者を兼ねることはできない。

(監事の資格等)

第12条 この法人の監事の被選任者は以下のいずれかとする。

- (1) 正会員の代表者としてこの法人に届け出されている者
- (2) 正会員又は専門会員から推薦のあった者

第7章 特別顧問

(設置)

第13条 この法人に特別顧問をおくことができる。

- 2 特別顧問の定数は若干名とする。

(選任)

第14条 特別顧問は、理事の推薦に基づき社員総会の決議によって選任する。

- 2 特別顧問は、この法人の理事、監事、又は使用人を兼ねることができない。

(職務及び権限)

第15条 特別顧問は、社員総会の定めるところにより、この法人の特定の業務について委嘱を受けることができる。

- 2 特別顧問は、その委嘱を受けた業務の執行状況を社員総会において報告しなければならない。

(任期)

第16条 特別顧問の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(解任)

第17条 特別顧問は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第18条 特別顧問は、無報酬とする。

- 2 この法人は、特別顧問がその職務を執行するために要した費用を支弁することができる。

第8章 会費等

第19条 正会員校が納入する分担金は、毎年4月1日時点の児童生徒数をもって算出するものとする。

第9章 教師の集い

第20条 この法人は、教員の相互啓発及び資質向上を目的に、原則として毎年8月にヴァルドルフ教師の集いを開催する。

第10章 分科会等

第21条 定款第3条の目的に資するため、この法人に以下の分科会又はワーキンググループを設置する。その他の分科会等が必要な場合は社員総会の決議に基づき設置を可能とする。なお、各分科会等には、原則として、担当理事又は担当専門会員を置くものとする。

- (1) 連携型教員養成
- (2) 現職教員のための実践研修

附 則

- 1 本細則は2024年6月15日より施行する。
- 2 本細則第2条第1項第4号の定めはこの法人設立時の正会員には適用されない。